

## 国民年金保険料後納制度

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある方は、平成24年10月から「後納制度」が利用できます。平成27年9月までに申込をすれば、過去10年までさかのぼって納付することができ(例：平成15年11月分は平成25年11月末日まで)、将来受け取る年金額が増えたり、受給資格期間25年(300月)に満たない方は、受給権を確保できる場合もあります。

### 対象者

① 20歳以上60歳未満の方  
10年以内に納め忘れの期間(全額免除・若年者納付猶予・学生納付特例期間を除く。)や未加入期間がある方

② 60歳以上65歳未満の方

③ 65歳以上の方

年金受給資格がなく、任意加入中の方

※すでに老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格のある方は、後納制度をご利用できませんのでご注意ください。

### 留意点

・後納できる期間のうち、最も古い分から納めます。  
・過去3年度以上さかのぼって納付する場合には、当時の保険料に加算金がかかります。

### 申込

日本年金機構への申込が必要となります。また、後納できる期間の審査があり、結果により後納制度を利用できない場合があります。

### ◆問い合わせ

千葉年金事務所  
☎043(242)6320  
国民年金保険料専用ダイヤル  
☎0570(011)050

## 専業主婦(夫)の年金制度が改正されました

7月1日に年金の第2号被保険者(厚生年金・共済年金)に扶養されている配偶者の年金制度が改正されました。

配偶者が退職した場合や、ご自身の収入が増えたために扶養されなくなった場合は、国民年金の切替えの手続き(第3号被保険者から第1号被保険者)が必要になります。切替えの手続きが遅れてしまい、保険料を納付することができず、未納期間が発生してしまった方は手続きをすることで、その期間が年金の受給資格期間(特定期間)として算入されるようになります。この場合、老齢基礎年金の年金額には反映されませんが、お申込んだだけ承認されると、特定期間の保険料を納付することができます(特例追納)、納付した保険料が反映され、年金の額を増やすことができます。(すでに老齢基礎年金を受給している方でも、お申込後、承認された場合は特例追納をすることができます。)

### 特例追納ができる期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間を予定しています。

### 申込

日本年金機構への申込が必要になります。申込の受付開始は、平成27年2月1日を予定しています。

### 特例追納の対象期間

【特例追納をする時点で】

① 60歳以上の場合

特定期間のうち、50歳以上60歳未満の期間

② 60歳未満の場合

特定追納をする時点から過去10年以内の期間

### 留意点

特例追納する際の保険料は、当時の保険料に一定の金額が加算された金額となります。

### ◆問い合わせ

千葉年金事務所  
☎043(242)6320  
国民年金保険料専用ダイヤル  
☎0570(011)050

## 東陽病院の短期人間ドック受診枠が拡大!

東陽病院の「短期人間ドック」は、月曜日のみとなっていました。受診体制の調整等により水曜日にも受診できるようになりました。

※平成25年度に特定健診・後期高齢者健診を受診された方は、国保・後期の短期人間ドックの助成は受けられません。

### ◆問い合わせ

《国保・後期加入者》住民課国保年金班 ☎84-1214  
《職場の健康保険加入者》東陽病院 ☎84-1335